

【販売記録作成の留意事項】

1 本人確認の方法について

容器入りのままガソリン等を販売する際、顧客に対し、運転免許証その他本人確認を行うことができる書類の提示を求め、本人確認を行うこと。

(1) 本人確認を行うことができる書類の例

運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど公的機関が発行する写真付きの証明書

(2) 本人確認を省略できる場合

ア 既に上記(1)により本人確認が行われている顧客の場合

イ 顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や住所を把握している場合

ウ 当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カード等、あらかじめ本人確認が行われており、当該事業所において顧客を特定することができる書類が提示されている場合

エ 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する写真付きの社員証が提示されている場合

2 使用目的の確認

顧客に対し、使用目的の問いかけをすること。

「農業用器具用の燃料」「キャンプ用ランタンの燃料」等の具体的な内容を確認すること。

3 販売記録の作成について

容器入りのままガソリン等の販売を行った際は、販売日、顧客の氏名、住所および本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安として保存すること。

この場合において、台帳を作成する方法のほか、顧客が氏名等の必要事項を記入した注文書をファイリングする方法、購入者の氏名等を記載したレシートや領収書等を保管する方法についても販売記録の作成として認められるものであること。

販売記録の作成および保存における個人情報の取扱いについては、顧客に対して個人情報の利用目的を知らせるとともに、当該顧客の氏名等を他の顧客に見られないように販売記録を作成・保存する等、適切に運用すること。